
平成23年第5回大和町議会定例会会議録

平成23年9月9日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	瀬 戸 啓 一 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 ま ち づ く 課 務 リ 長	千 葉 恵 右 君	会計管理者兼 会 計 課 長	八 島 時 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	森 茂 君
町 民 課 長	内 海 賢 一 君	総 ま ち づ く 対 策 務 リ 官	石 垣 敏 行 君
環境生活課長	菅 原 敏 彦 君	産 業 振 興 課 誘 致 官 企 業 策	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	曾 根 秀 子
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、きのう上下水道課長から提出書類があるということでございますので、それでは報告を願います。上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

おはようございます。

会議前にお時間をいただきまして、ありがとうございます。

きのうの下水道災害復旧工事に関しまして、請負契約に関する質疑の中で入札の執行状況についての資料提出というご意見がございましたので、資料を準備し、提出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

それでは日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番藤巻博史君及び2番松川利充君を指名します。

日程第 2「認定第 1号 平成22年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について)」から

日程第14「認定第13号 平成22年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、認定第1号 平成22年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定

から日程第14、認定第13号 平成22年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで一括議題とします。

前日に引き続き朗読を省略して、提出者の説明を求めます。教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

おはようございます。

それでは、きのうに引き続きご説明申し上げます。

決算書65ページをお願いいたします。

9款教育費につきまして、ご説明申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、84ページからをお願いいたします。

9款1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に要した費用で、教育委員会の定例会12回、臨時会1回の開催、及び学校訪問等を実施したものであります。

1節及び9節につきましては、教育委員の報酬、費用弁償、研修旅費であります。

19節につきましては、仙台管内及び黒川郡の教育委員会連絡協議会に対する負担金であります。

2目事務局費につきましては、事務局の運営、教育相談事業、学力向上パワーアップ支援事業、私立幼稚園就園奨励費、各種団体に対しての負担金や補助等に要した費用であります。

1節につきましては、心身障害児就学指導審議会、3回開催の委員に対する報酬であります。

66ページをお願いいたします。

7節につきましては、中学校2校に配置しました教育相談員2名に対する賃金であります。

8節につきましては、町内教職員各種研修事業における講師謝金、指導力向上研修会開催における講師謝金、教育講演会における講師謝金及びサマースクール、ウインタースクール協力者に対しての図書カード代等でございます。

14節につきましては、難波分校児童と特別就園学級児童の輸送に係る車

借上代であります。

19節につきましては、私立幼稚園就園奨励費として、町内在住の通園児延べ394名に対し助成を行ったもの及び黒川地域行政事務組合ほか6団体に対する負担金等であります。

25節につきましては、学校校舎建設基金に2億9,000円、それから学校教育振興基金に102万円を積み立てを行ったものであります。

次に、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校6校、分校1校の施設維持及び児童教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要した費用であります。

1節につきましては、学校医、学校薬剤師への報酬であります。

7節につきましては、体育館の巡視員、プール監視員、事務補助員の賃金であります。

8節につきましては、運動会の賞品及び卒業生への記念品代であります。67ページになります。

11節につきましては、小学校における消耗品代、光熱水費及び燃料代等であります。

12節は、電話料、火災保険料及び飲料水、プール水の水質検査料等でございます。

13節につきましては、児童、教職員の健康診断及び学校業務員8名の業務委託、警備業務委託料であります。

14節につきましては、NHKの受信料、学校行事及び学校間交流事業における児童輸送のための車借上料であります。

18節につきましては、学校の管理用備品、教材等の学校用備品の購入代です。

19節につきましては、学校管理下における児童の災害共済負担金及び郡学校保健会等への負担金であります。

次に、2目の教育振興費につきましては、小学校の教材費品の整備、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業及び学校・地域共学推進事業等に要した費用であります。

7節につきましては、吉岡小学校在学の外国人児童に対し、韓国語を話せる日本語指導助手を配置した賃金であります。

8節につきましては、スクールソーシャルワーカー1名に対する報酬で

あります。

11節につきましては、学校行事消耗品、教材としての消耗品、標準学力調査に要した費用及び学習指導要領改定に伴う教科書指導書購入代等であります。

13節につきましては、小学校学級支援サポーター配置業務委託、学校図書支援員配置業務委託、コンピューターサーバーの保守点検委託料等であります。

14節については、音楽鑑賞のためのバス借上料となっております。

18節につきましては、魅力ある図書づくり整備事業として、千葉文庫、ご寄附いただいた基金を活用しての千葉文庫による計画的な学校図書の整備に要した費用、学校教材備品の整備に要した費用でございます。

19節につきましては、学校・地域共学推進事業として、各学校への助成金、それから遠距離通学対策として、延べ34名の対象児童保護者への通学費用の助成金であります。

20節につきましては、準用保護及び特別支援教育就学児童に対する教材費や医療費等の援助を行ったものであります。

次に3目の施設整備費であります。小学校の施設の整備、修繕等、施設整備の保守点検等に要した費用であります。

68ページになります。

11節につきましては、校舎の維持、修繕料となります。

13節には、主に学校各種設備の保守点検について委託したものであります。

15節につきましては、落合小学校のプール本体改修、難波分校の駐車場整備を実施したものであります。

次に、3校中学校費1目学校管理費であります。中学校2校の施設維持管理及び生徒、教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用になります。

1節につきましては、学校医、薬剤師に対する報酬、7節につきましては、事務補助員及び体育員の巡視員、スクールバス展開所の安全巡視員の賃金となっております。

8節につきましては、体育祭の賞品及び卒業生への記念品となっております。

11節の主なものとしたしましては、一般事務消耗品、光熱水費及び燃料費となっております。

12節につきましては、電話料、火災保険料、通信用切手代等であります。

13節につきましては、生徒、教職員の健康診断、警備業務委託、学校業務員の委託、スクールバスの運行業務の委託料等であります。

14節につきましては、中総体や駅伝大会等、学校行事等におけるけ車借り上げが主なものとなっております。

18節につきましては、学校管理用備品を購入したものであります。

69ページになります。

19節につきましては、学校管理下における生徒の災害共済負担金及び各種団体等への負担金。補助金としまして、中総体東北大会と全国大会への助成を行ったものであります。

次に、2目教育振興費につきましては、中学校における教材備品の整備、就学援助費、魅力ある図書館づくり、外国語指導助手配置事業及び学校・地域共学推進事業等に要した費用であります。

1節につきましては、自治体国際化協会からの派遣によります外国語指導助手1名の報酬であります。このALTにつきましては年度の途中、母国でありますアメリカに帰国しております。

11節につきましては、派遣外国語指導助手の光熱水費、燃料代、それから標準学力調査に要した費用が主なものとなっております。

12節につきましては、派遣外国語指導助手及びスクールカウンセラーの電話代、派遣外国語指導助手の傷害保険料、学校不用薬品の処分料等となっております。

13節については、外国語指導助手2名の業務委託、それから図書支援員の配置業務の委託が主なものとなっております。

18節につきましては、魅力ある図書館づくり整備事業としての千葉文庫による計画的な学校図書の整備に要した費用、それから学校教材備品の整備に要した費用が主なものとなっております。

19節につきましては、学校・地域共学推進事業として中学校2校へ助成したほか、自治体国際化協会への負担金であります。

20節につきましては、準用保護及び特別支援教育就学生徒に対する教材費、医療費等の援助を行ったものであります。

次に、3目施設整備費についてですが、中学校の施設の整備や修繕等、施設整備の保守点検等に要した費用であります。

11節については校舎等の維持修繕料、12節につきましては廃棄備品等の処分料となっております。

13節につきましては、学校の各種設備の点検保守について委託したものであります。

15節につきましては、大和中学校の体育館の床の改修工事及び21年度からの繰越事業となりました宮床中学校の防球ネットの改修工事を実施したものであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 （森 茂君）

続きまして、決算書70ページをお願いいたします。

4項社会教育費1目社会教育総務費につきまして、ご説明させていただきます。

生涯学習のまちづくり推進事業といたしまして、まほろば大学、町民パソコン教室、家庭教育推進事業、青少年教育推進事業を行ってございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、87ページから91ページをご参照、あわせてお願いいたします。

1節報酬でございますが、社会教育委員15名の報酬でございます。委員会を3回開催いたしました。各種会議、研修会、社会教育行事に参加をいたしております。

8節報償費につきましては、生涯学習まつりの文化講演会に女優の石井めぐみさんを招いて開催したのを初めしまして、まほろば大学の各種教室や講座の講師への謝金となっております。このほか、第11回原阿佐緒賞の選考委員3名への謝礼、入賞者への賞金となっております。

9節旅費、11節需用費、12節役務費につきましては、生涯学習の推進を図るため、生涯学習カレンダーの情報提供、まほろば大学各種講座、町民パソコン教室、幼児教室、青少年家庭教育、成人教育などの事業に要した費用でございます。

13節につきましては、パソコン教室の委託料のほかに、原阿佐緒記念館と社会教育施設の管理業務委託料でございます。

14節の使用料賃借料は、各種講座のバス借上料及び民俗談話室、原阿佐緒記念館駐車場の土地借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年劇場小公演開催の負担金でございます。

次に、2目公民館費でございます。

公民館分館長会、世代間交流事業、成人式、成人教育事業、婦人教育事業、高齢者教育事業、芸術文化事業、図書室運営を行ったものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、92ページから94ページをあわせてご参照願います。

1節の報酬につきましては、公民館分館長41名及び嘱託公民館長の報酬でございます。

続きまして、71ページお願いします。

7節賃金は、図書館のパート職員4名分の賃金でございます。

8節報償費から12節役務費までにつきましては、まほろば大学の各種教室講座への講師への謝金、成人式書き初め大会の記念品、町民文化祭さつき展示会の事業に要したものでございます。このほか、図書室の運営、子供の本展示会、新刊図書購入に充てたものでございます。

14節は、各講座の移動研修のバス借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、製本用丁合機械の購入費用でございます。

19節につきましては、県公民館連絡協議会の負担金、青年団合唱の部で全国大会出場補助金でございます。

次に、3目文化財保護費でございます。

文化財愛護思想の普及事業、文化財の調査事業を行ったものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、94ページをご参照願います。

1節の報酬につきましては、文化財保護委員5名分の報酬でございます。

7節賃金につきましては、吉岡城跡発掘調査の作業員のと文化財整理のための作業員賃金でございます。

8節報償費につきましては、郷土史講座4回分の講師謝礼でございます。

9節旅費につきましては、文化財保護委員に係る費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、文化財めぐり印刷用紙代等の消耗品でございます。

12節につきましては、携帯電話料でございます。

14節につきましては、一里塚遺跡等の発掘調査に係る水中ポンプなどの借上料及び文化財めぐりのバス借上料でございます。

19節につきましては、町内文化財等保存会8団体の補助金、及び全国民俗芸能保存振興市町村連盟負担金でございます。

次に、72ページの方、お願いいたします。

まほろばホール管理費でございます。

4目まほろばホール管理費は、ホール運営委員会、管理業務委託費、設備備品管理委託、設備修繕請負工事、自主事業を行ったものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、95ページをご参照願います。

1節の報酬につきましては、まほろばホール運営委員10名分の報酬でございます。

11節、12節はまほろばホールの電気料、水道料などの光熱水費と建物の火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、電気機械設備運転、舞台機構操作、清掃業務ほか施設設備保守点検業務委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、大ホール調光卓修繕工事でございます。

18節備品購入費は、まほろばホール大ホール用プロジェクター及び操作用ノートパソコン等の購入の費用でございます。

19節につきましては、大和町文化振興協会への補助金でございます。なお、施設の利用につきましては、2,744件の利用がありまして、12万6,295人の利用がございました。

続きまして、5項保健体育費1目保健体育総務費についてでございます。

失礼しました。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費から説明申し上げます。

5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、吉田・鶴巣・落合の教育ふれあいセンターの管理運営に要した費用であります。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、98ページになります。

7節賃金につきましては、体育館の巡視員の賃金、樹木剪定に要したものであります。

11節につきましては、光熱水費及び燃料費等が主なものであります。

12節につきましては、火災保険料及び水質検査料となっております。

13節につきましては、三つのふれあいセンターに各1名の業務員は配置した業務委託、警備委託、施設維持管理の委託を行ったものであります。

73ページになります。

14節につきましては、清掃用具の借り上げ、NHKの受信料等でございます。

15節につきましては、落合教育ふれあいセンターの高架水槽給水管等のヒーター線交換及び体育館の半円窓オペレーターのオペレーター修繕工事を行ったものであります。

19節につきましては、黒川地区防火管理協議会の会費負担金となっております。

6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎の管理運営に要したものであります。

5月から10月までの6カ月間の利用期間におきまして、利用日数37日、延べ利用人数1,641人となっております。

11節につきましては、光熱水費及び燃料費が主なものとなっております。

12節につきましては、電話料、火災保険料です。

13節につきましては、施設の清掃等の管理委託に要したものであります。以上です。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 (森 茂君)

続きまして、5項保健体育費1目保健体育総務費について、ご説明申し上げます。

体育指導員会、スポーツ賞顕彰及びスポーツ支援奨励、各種スポーツ教室の開催、各種スポーツ大会の開催、スポーツ団体の育成、武道館管理を行ったものでございます。

体育協会、スポーツ少年団など、各種団体の活動費用のほかに、各種スポーツ大会19競技、剣道教室など11教室、講習会等の運営費用、武道館の管理費用でございます。

成果に関する説明書の98ページから99ページも、あわせてご参照願います。

1節の報酬につきましては、体育指導員15名の報酬となっております。

8節の報償費は各種スポーツ大会の審判、各教室の講師への謝礼及び全国大会出場などの支援、奨励金交付、大会メダル、盾などの購入費でございます。

スポーツ顕彰では個人4名、団体3団体、奨励金交付では個人41名、団体1団体でございます。

9節につきましては、体育指導員15名分の費用弁償並びに研修旅費でございます。

11節につきましては、一般事務用品のほかに各種大会のボール、ラインテープなどの消耗品、南川ダム周辺でのマラソン大会の賄い材料でございます。

12節につきましては、各種大会の傷害保険、武道館の火災保険料でございます。

14節につきましては、ヘルシー宮城大会参加の際の車の借上料となっております。

19節につきましては、体育協会5分会、15の競技協会、20のスポーツ少年団へ補助したものでございます。武道館につきましては、柔道、空手のほか利用者人数は1万2,474人の皆さんにご利用いただいたところでございます。

続きまして、決算書74ページお願いいたします。

次に、2目の体育センター管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、100ページもあわせてご参照願います。

11節の需用費は、光熱水費及び小破修繕料でございます。

12節の役務費につきましては、電話料となっております。

13節の委託料につきましては、消防設備及び電気設備の保守点検の委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、バスケットボール設置工事に要した経費でございます。

体育センターにつきましては、1万8,847人の方にご利用いただきました。

続きまして、3目の広場管理費でございます。

宮床、玉ヶ池、鶴巢山田、北目、三ヶ内レクリエーション広場、5カ所分の管理運営を行ったものでございます。

11節の需用費は、光熱水費及び小破修繕料でございます。

12節につきましては、水道の開栓手数料でございます。

13節の委託料につきましては、各広場の維持管理につきまして、各地区に委託したものでございます。

レクリエーション広場につきましては、合わせて1万770人の皆さんにご利用いただきました。

次に、4目総合運動公園管理費でございます。

総合体育館、陸上競技場、テニスコート及び多目的広場の管理運営に要した費用でございます。

成果に関する説明書100ページもあわせてご参照願います。

7節につきましては、嘱託員5名分の賃金でございます。

11節につきましては、電気料、水道料の光熱費でございます。

12節役務費につきましては、電話料及び火災保険料でございます。

13節につきましては、屋内分の電気設備の保安管理、夜間警備、清掃業務、屋外といたしまして除草などの業務の委託料でございます。

14節につきましては、券売機及び印刷機のリース料でございます。

15節工事請負費につきましては、総合体育館防水シート改修工事に要し

た経費でございます。

18節につきましては、テニスコートネットなどのスポーツ用品及び公用車の購入費用でございます。

19節につきましては、黒川地区危険物安全協会及び黒川地区防火管理協議会の負担金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。

次に、5目のダイナヒルズ公園管理費でございます。

成果に関する説明書は101ページもあわせてご参照願います。

仙台北部中核工業団地内の野球場、テニスコート及びサッカー場、メーンといたしております多目的広場の管理費用でございます。

11節につきましては、野球場ライン用石灰代のほかに、小破修繕料でございます。

12節につきましては、火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、芝生管理、植栽、除草、清掃の施設管理業務委託及び電気設備の保守点検料でございます。

14節につきましては、整備用スポーツトラクターの搬送用トラックリース料でございます。

次に、6目の自転車競技場管理費でございます。

宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理に努めたものでございます。

7節につきましては、嘱託医の賃金でございます。

11節につきましては、電気料及び水道料、管理用消耗品でございます。

12節につきましては、電話料でございます。

13節委託料につきましては、芝生管理、電気設備、浄化槽、清掃、消防設備管理、夜間警備業務の委託料でございます。

14節につきましては、NHKの受信料でございます。

18節につきましては、自転車用トレーニング用ローラー一台の購入費用でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

続きまして、7目学校給食センター費について、ご説明申し上げます。

7目につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用となっております。

説明書につきましては、101ページになります。

1節及び9節につきましては、学校給食運営審議会、年2回開催に要する委員の報酬費用弁償であります。

7節につきましては、パートの業務員の賃金となっております。

11節につきましては、学校給食の賄い材料代及び給食センターの施設の運営に要した光熱水費、燃料費等であります。

12節につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便検査料や施設の水質検査手数料、給食費の振替手数料が主なものとなっております。

13節につきましては、学校給食調理業務の委託及び給食センターの施設備品管理委託料であります。

14節につきましては、印刷の借上げが主なものとなっております。

15節につきましては、21年度からの繰越事業でありました研修室の増築工事及び下処理室のシンク改造工事、それから22年度事業のピット内の給湯管更新工事などとなっております。繰越明許費の227万2,000円につきましては、ピットの蒸気往管更新工事で、23年度へ繰り越したものであります。

18節につきましては、調理室、それから学校で使用する運搬車、配膳台の購入が主なものとなっております。

77ページになります。

19節につきましては、学校栄養士会及び学校給食連絡協議会の負担金となっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、決算書77ページの10款災害復旧費でございます。

説明資料につきましては、102ページからご参照願いたいと思います。

10款2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、15節工事請負費でございますが、昨年11月1日から2日かけましての大雨により被災した町道小鶴沢線、それから12月22日の大雨により被災した町道幕柳大平線の道路のり面崩落の復旧工事に要したものでございます。

小鶴沢線につきましては地震によりまして、23年度に事故繰り越しをしておるところでございます。既に完了はいたしております。大変申しわけございません、説明資料の102ページの上段のところ実績等のところをごらんいただきたいと思いますが、町単独災の町道小鶴沢線道路災害復旧工事の下に、延長4メートルと書いてございます。これは、町道幕柳大平線の道路災害復旧工事と記載すべきところ抜けてしまいました。大変申しわけございません。加筆をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

続きまして77ページ、10款4項1目総務災害復旧費でございます。

本年3月11日に発生いたしました東日本大震災における、職員の時間外手当、消防団の出動に対する費用弁償、避難所の物資食料の調達の費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、あわせて102ページをごらんいただきたいと思います。

78ページでございます。

3節は職員138人の時間外手当でございます。延べ時間6,897時間分でございます。

9節につきましては、消防団員の出勤手当ということで、費用弁償1,197人分でございます。

11節につきましては、避難所への調達物資といたしまして、パンあるいはご飯等の食料費、あるいはガソリン等の燃料代でございます。

12節につきましては、災害物資運搬のトラックの借上代、避難所の仮設トイレのくみ取りの手数料等でございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

2目の上下水道施設災害復旧費でございます。

11節の需用費につきましては、水道災害復旧21カ所についての修繕工事費用でございます。

13節委託料につきましては、公共下水道及び農業集落排水施設、合わせて20カ所についての応急復旧、応急措置に要した費用でございます。及び浄化槽応急復旧33カ所、並びに浄化槽使用不能状態となった箇所への仮設トイレ8カ所の応急復旧等に要した費用でございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

3目農林商工施設災害復旧費でございますが、説明資料は102ページでございます。

11節需用費につきましては、東日本大震災によるため池7カ所、農道5カ所の応急復旧に要した費用でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

4目の土木施設災害復旧費につきましても、東日本大震災により被災した町道等の応急復旧に、町内業者の協力を主にいただきまして復旧したものでございます。

7節の賃金につきましては、応急復旧に要した作業人夫賃であります。

16節の原材料費につきましても、砂利やアスファルト合剤等応急復旧用資材の購入に要したものでございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、78ページから79ページになりますけれども、11款の公債費についてご説明をさせていただきます。

成果説明書につきましては、103ページでございます。

1目の元金、それから2目の利子につきましては、おのおの10機関からの借り入れの償還に要した経費でございます。

12款予備費につきましては、備考欄に記載しております科目につきまして、緊急を要するというで充当した上で対応いたしましたものでございます。

80ページをお願いしたいと思います。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額90億6,359万円、歳出総額86億7,935万4,000円、差引額3億8,423万6,000円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、各種事業に要します一般財源につきまして繰り越すという形をとってございまして、明許繰越額で5,259万円、事故繰り越しでは補助事業によります前払い金等の立替払いの関係でマイナス1,465万4,000円、この部分を差し引きました実質収支につきましては3億4,630万円となりまして、地方自治法等に定めのあるあります2分の1以上の積み立て1億8,000万円を差し引きました1億6,630万円が純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
町民課長内海賢一君。

町民課長 (内海賢一君)

議案書36ページをお願いします。

認定第2号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の85ページをお願いいたします。

大和町国民健康保険事業勘定特別会計でございます。

主要な施策の説明資料につきましては、104ページを参照お願いいたします。

歳入1款国民健康保険税であります。

1目から2目ですが、全体での調定額に対する徴収率は59.26%になっております。22年度の現年度分は85.93%、滞納繰越分は17.64%であります。

2款1項1目督促手数料につきましては、調定どおりに収入済みとなっております。

87ページになります。

3款1項国庫負担金につきましては、医療費の国からの定率負担金であり、調定どおりの収入額であります。

2項国庫補助金につきましては、医療費の実績に基づく交付金及び高齢者医療運営費補助、介護従事者交付金、出産一時金補助金等であり、実績に基づくもので調定どおりの収入額であります。

88ページになります。

4款療養給付費交付金につきましては、退職者医療に係る交付金であり、社会保険診療報酬支払基金からの交付によるものであります。

5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者分の交付金であり、社会保険診療報酬支払基金からの交付によるものであります。

89ページになります。

6款県支出金につきましては、県負担金、県補助金ともそれぞれ国庫支出金同様の内容、項目となっており、調定どおりの収入額であります。

90ページになります。

7款共同事業交付金につきましては、医療費の高額出費を抑制するため、国保連合会からの交付金であり、調定どおりの収入額となっております。

8款財産収入につきましては、国保基金の利子であります。

91ページになります。

9款繰入金から92ページの11款諸収入につきましては、繰入金、預金利子、繰越金、医療費精算還付金等でありまして、調定どおりの収入額となっております。

94ページをお願いいたします。

歳出であります。

主要な説明書は、104ページからになっております。ご参照願います。

1款総務費1項1目11節は、コピー代、印刷代ほか消耗品であります。

12節は郵便料、通信運搬費等でございます。

13節の委託料につきましては、国保電算処理、国保レセプト点検業務、国保税の管理システム改修の委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料は、国民健康保険の先進地視察調査の際の高速料金でございます。

2目負担金は、国保連合会運営に関する町村負担金であります。

2項徴税费1目賦課徴收費は、国保税の徴収事務に要した経費であります。

95ページになります。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に要した経費であります。

4項1目趣旨普及費は、国保制度等啓発用パンフレット等経費でございます。

2款保険給付費1項療養諸費は、本町の医療費としまして公費分として7割を国保連合会に支払いした負担金であります。

96ページになります。

2項の高額療養費につきましても、高額医療費部分について公費分として7割を国保連合会に支払いした負担金であります。

97ページになります。

3項葬祭費は、国保世帯の亡くなった方36人分の葬祭費の交付金であります。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金は、27人の国保世帯の出生に対しての交付金であります。

98ページになります。

3款後期高齢者支援金等から、100ページの7款共同事業拠出金までは、それぞれ医療費への支援負担金であり、社会保険診療報酬支払基金及び国

保連合会への負担金でございます。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費、1目につきましては特定健診に要した委託経費であります。受診者は1,894人、受診率は46.7%でございました。

2項保健事業費1目保健衛生普及費につきましては、各種健康教室及び各種集団健診等に要した経費であります。

101ページになります。

9款基金積立金は、基金利子相当分であります。

11款諸支出金は、国保税の還付精算、医療費錯誤の精算、国保国庫支出金の確定による精算金等であります。

103ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額22億4,916万9,000円、歳出総額20億9,707万8,000円、歳入歳出差引額1億5,209万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財産、事故繰越額でございます。33万4,000円となっております。実質収支額1億5,175万7,000円。実質収支額のうち基金繰入額は8,000万円でございます。なお、現時点での国保の基金残高は3億1,100万1,000円でございます。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

続きましては議案書37ページに戻っていただきまして、お願いします。

認定第3号でございます。

平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけまして、議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の107ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましても107ページから114ページをあわせてご参照をお願いいたします。

歳入でございます。

1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございますが、収入済額 2 億 485 万 6,910 円となりまして、調定対比 93.5%でございます。

収入未済額につきましても、滞納繰越分を含めまして 1,137 万 6,910 円でございます。

次に、2 款使用料及び手数料 1 項 1 目でございますが、督促手数料でございます。

2 項 1 目の介護予防手数料でございますが、ホームヘルパー派遣手数料、生活援護事業利用者負担でございます。

次のページお願いいたします。108 ページでございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護保険給付でございますが、介護給付費 20% 相当分の現年度国庫負担金でございます。

2 項 1 目調整交付金につきましては、給付費の 5% 相当分でございますが、平成 22 年度につきましては 7.07% の交付となっております。

2 目、3 目につきましては、地域支援事業の介護予防事業分、包括的支援事業、2 事業に係る交付金でございます。

次のページでございます。

4 目地域介護・福祉空間整備推進交付金につきましては、震災の影響で事故繰越しをしております。工事に関しましては、4 月中旬に完了をいたしております。

内容といたしましては、グループホームすずらんに整備しましたスプリンクラーに対する交付金でございます。

4 款支払基金交付金でございます。1 項 1 目介護給付負担金につきましては、介護給付の 31% 相当分の社会保険診療報酬支払基金よりの交付金でございます。

2 目につきましては、地域支援事業の介護予防事業分に係る支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の 12.5% 相当分が県からの負担金となっております。

次のページ、お願いいたします。

112 ページでございます。

2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、給付費に

対します繰り入れでございます。

8款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

9款諸収入2項1目につきましては、特別会計の預金利子でございます。

3項4目雑入につきましては、介護予防プラン作成に係る国保連からの収入及びグループホームすずらの土地貸付料並びに配食サービスの利用者負担金等でございます。

次のページ、114ページお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費等でございます。

11節につきましては、物品購入、コピー料、予算決算書の印刷等でございます。

12節につきましては、介護保険システム及び機器保守点検料、グループホームすずらの建物共済の共済費等でございます。

13節につきましては、次年度の介護保険事業計画策定に係ります調査票の委託料でございます。

14節につきましては、介護保険事務処理システム機器の借上料、グループホームすずらんに係る土地借上料でございます。

15節工事請負費につきましては、事故繰越しをしております。

19節につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及びグループホームすずらんへのスプリンクラー整備に伴う水道の加入負担金等でございます。

25節につきましては、介護保険財政調整基金への積み立てを行ったものでございます。

2項1目賦課徴収費、11節及び12節につきましては介護保険料の賦課徴収に要した費用でございます。

次のページ、115ページでございます。

3項1目認定調査等費につきましては、8節につきましては認定調査員7名分の報償費でございます。

11節は公用車2台の車検整備、燃料費等でございます。

12節につきましては、主治医の意見手数料及び電話、郵送料等でございます。

19節につきましては、介護認定審査会の運営経費としまして、黒川地区行政事務組合の負担金でございます。

27節につきましては、車検時の重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費1節及び9節につきましては、介護保険運営委員会に要した費用でございます。

2款保険給付費につきましては、それぞれ介護サービスの実績に基づく給付費でございます。

1項1目居宅介護サービス給付等につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等居宅介護費、住宅改修費、福祉用具購入に係る給付費でございます。

次のページ、お願いいたします。

116ページでございます。

2目施設介護サービス給付費等につきましては、老人福祉施設、老人保健施設等合計1,725件の給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画等費につきましては、ケアプラン作成に伴う負担金でございます。

4目地域密着型サービス給付費等につきましては、地域密着型介護サービスとしまして、グループホームや通所サービスに係る給付費でございます。

2項1目高額介護サービスにつきましては、19節につきましては1,648件分の高額介護サービス等の給付費でございます。

次のページでございます。

3目高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療費、介護保険料の個人負担額が一定の割合を超えた部分につきましては、給付を行うものでございまして、22年度61名に対しまして給付したものでございます。

3項1目及び2目につきましては、要介護認定要支援1、2の方への介護予防サービスに係る給付費でございます。

4項1目につきましては、特定入所者の介護サービス費でございまして、1,711件分のサービス費用でございます。

次のページ、お願いいたします。

118ページお願いいたします。

5項1目審査支払手数料、12節につきましては、2万536件分の介護給

付費審査手数料でございます。

3款諸支出金1項1目第1号被保険者への還付でございます。

3目23節につきましては、21年度介護給付費の精算、地域支援事業の事業確定に係ります返還金でございます。

4款地域支援事業につきましては、要支援要介護状態になる前の介護予防推進事業の推進でございます。1項1目介護予防特定高齢者施設事業費、7節につきましては、特定高齢者実態把握のための人件費、8節につきましては認知症介護者に対しましての支援事業に要した謝礼、11節12節につきましては、事業に要した消耗品、通信運搬費等でございます。

13節につきましては、生活機能援助業務、運動機能向上業務等の委託料でございます。

2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、元気な高齢者を対象に介護予防普及啓発、地域介護予防活動支援事業に要した費用でございます。

7節につきましては、健康貯金友の会への事業の看護師の賃金、8節につきましては、いきいきサロンなどへの介護予防出前講座への講師謝礼でございます。

13節につきましては、ホームヘルパー派遣等による生活援助事業に要した費用でございます。

2項1目の介護予防ケアマネジメント事業費でございますけれども、7節につきましては職員の退職がございまして、退職職員補充に対します臨時職員として社会福祉士を採用したことによる賃金でございます。

11節につきましては、公用車の車検整備、維持管理に要したものでございます。

次、120ページをお願いいたします。

12節につきましてはシステム保守手数料、13節につきましては指定介護予防支援業務の委託料、14節につきましては機器の借りに要した費用でございます。

27節につきましては、車検時の重量税でございます。

3目権利擁護事業費は、高齢者虐待防止事業に要した費用でございます。

4目包括的・継続的ケアマネジメント事業費支援事業費につきましては、介護支援専門員、ケアマネスタッフへの研修に要した費用でございます。

5目任期事業費の中で8節につきましては、お元気訪問員、あんしんコール事業協力員への謝礼、13節につきましては配食サービス事業、あんしんコールセンターサービス事業に要した費用でございます。

14節につきましては、あんしんコール事業での機器のレンタル料でございます。

121ページでございますけれども、予備費でございます、5款。予備費につきましては、先ほど説明しました社会福祉士、4款2項1目7節への賃金へ利用したものでございます。

次のページでございます。

122ページでございます。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額13億5,323万4,000円、歳出総額13億2,887万4,000円、歳入歳出差引額2,436万円でございます。事故繰越し額54万3,000円により、実質収支額2,381万7,000円となっております。

地方自治法第233条の2の規定による基金への積み立てにつきましては、1,200万円とさせていただきました。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の38ページをお願いいたします。

認定第4号 平成22年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、22年度宮床財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付するものでございます。

成果説明書につきましては、115ページになります。

決算書につきましては、125ページをお願いしたいと思います。

125ページ、歳入でございますけれども、1款1項財産運用収入1目財産運用収入の土地貸付収入につきましては、宮床生産森林組合、難波山菜研究会、東北電力に対します土地の貸付収入でございます。

2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子でございます。基金の積立分、さらには町への運用部分の内容になっているところでございます。

2款繰入金、基金繰入金につきましては、財源調整のために財産造成基金からの繰り入れをいたしたものでございます。

126ページでございます。

3款繰越金につきましては、平成21年度からの繰り越しとなっているものでございます。

4款諸収入1項森林総合研究所支出金につきましては、高山地内の森林保険に対する支出金に対する収入となっております。

2目につきましては、歳計現金の利子収入であります。

127ページの歳出でございますけれども、1款管理会費につきましては、管理委員7名に要します費用でございます。1節報酬につきましては7名分の報酬、旅費は費用弁償等でございます。交際費につきましては会長交際費。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましての4共済費につきましては、嘱託職員の労務保険分、賃金につきましては嘱託員1名、それから清掃業務員1名に要した費用でございます。

8節報償費につきましては、財産区管理委員推薦委員会委員の謝礼となっております。

需用費につきましては、予算書、決算書、宮床財産区55周年記念式典関係費用となっております。

役務費につきましては、連絡用の切手代。

2目財産管理費7節賃金につきましては、財産区有地の巡視員2名に要

しました費用でございます。

9節旅費につきましては、森林研究所の事業説明会議に出席した費用となっております。

11節需用費はコピー代、12節役務費につきましては森林保険料とされているところでございます。

128ページ、負担金補助及び交付金につきましては、町の林業地域振興協議会、山火事防止県水源地造林協議会等への負担金及び観光造林分収交付金となっております。

3目森林総合研究所分収造林管理費、役務費につきましては森林保険料に要した経費でございます。

4目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、町内3財産区で結成をいたしております財産区連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては一般会計への繰出金で、説明書の115ページのところに対象団体及び金額等について記載をいたしているところでございます。

続きまして、129ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額1,821万2,000円、歳出総額1,730万7,000円、差引額実質収支額ともに90万5,000円となっております。

なお、22年度末の基金残高につきましては、5億5,373万8,000円となっております。

申しわけございません、再び議案書39ページの方にお戻りをいただきたいと思っております。

認定第5号 平成22年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成22年度吉田財産区歳入歳出につきまして、監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付するものでございます。

成果報告書につきましては、116ページでございますけれども、決算書につきましては132ページをお願いしたいと思います。

第1款財産収入の1目財産貸付収入につきましては、愛林公益会、東北電力への貸し付け関係の収入となっております。

2目の利子及び配当金は、基金利子でございます。

財産売払収入につきましては、健康造林、造林分収交付金でありまして、対象地域につきましては沢渡地内でございます。

133ページ、2款繰入金の財産造成基金繰入金につきましては、財源調整のための基金からの繰入金でございます。

3款繰越金は21年度会計からのもの、4款諸収入1項森林総合研究所支出金につきましては、森林総合研究所所管の造林育成に対する支出金でございます。担ノ下地区の4.22ヘクタールの除伐に要した収入となっております。

2項の利子につきましては、歳計現金の利子でございます。

134ページ、歳出でございます。

1款管理会費でございますけれども、1節報酬につきましては管理委員7名の報酬、旅費につきましては管理会、協議会等の費用弁償となっております。

2款1項1目一般管理費につきましては、財産区の管理に要するもので、8節報償費は財産区管理委員推薦委員会委員謝礼、11節につきましては予算書、決算書の印刷、役務費は案内切手代でございます。

2目財産管理費につきましては、19節負担金でございますけれども、林業地域振興協議会、山火事防止県水源地造林協議会、黒川地区林業普及推進協議会への負担金でございます。

25積立金につきましては、健康造林分収交付金の一部を基金に積み立てたものとなっております。

135ページの3目森林総合研究所分収造林管理費12節役務費につきましては、森林保険6ヘクタール分、委託料は除伐関係分となっております。

4目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、健康造林分収交付金、財産区連絡協議会負担金となっております。

28節繰出金につきましては、成果報告書の116ページに記載してございますけれども、一般会計への繰り出しを行い、地域団体へ助成を行ったものであります。

136ページをお願いしたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,977万4,000円、歳出総額1,945万円、差引額、実質収支ともに32万4,000円となっております。

なお、平成22年度末基金残高につきましては1,159万7,000円となっております。

申しわけございません、再度議案書の方、40ページをお願いしたいと思います。

認定第6号 平成22年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、22年度落合財産区特別会計歳入歳出につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付するものでございます。

成果に関する説明書につきましては117ページ、決算書につきましては139ページをお願いしたいと思います。

落合財産区の歳入でございます。

1款の財産貸付収入につきましては、相川地区、報恩寺地区、松坂地区におおのの貸し付けをしております収入、さらにN T Tの設備用地の収入となっているところでございます。

2目の利子及び配当金は、基金利子でございます。

2款繰入金につきましては、財政調整のための基金からの繰入金となっているところでございます。

140ページになりますけれども、3款につきましては平成21年度会計からのものでございます。

4款預金利子につきましては、歳計現金利子でございます。

2項雑入につきましては、支障木伐採補償収入といたしまして、J Rから入ったものとなっているところでございます。

141ページをお願いしたいと思います。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に要した費用でございます。

1節報酬は、管理委員7名の報酬、旅費につきましては管理会、協議会等の費用弁償であります。

10節交際費につきましては、会長交際費。

2款1項1目一般管理費につきましては、8節報償費は財産区管理委員推薦委員会委員謝礼、11節需用費は予算書、決算書の印刷代、12節の役務

費は連絡用切手代。

2目の財産管理費19節負担金につきましては、山火事防止連絡協議会への負担金。

22節は支障木伐採補償料といたしまして、JRからの収入を松坂地区へ支出いたしたのとなっているところでございます。

142ページでございますけれども、3目諸費につきましては19節負担金につきましては、3財産区連絡協議会への負担金でございます。28節繰出金につきましては成果資料の117ページに記載してございますけれども、町内団体等への一般会計を通じましての助成に要した費用となっているところでございます。

143ページをごらんになっていただきたいと思っております。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額666万2,000円、歳出総額619万4,000円、差引額、実質収支ともに46万8,000円となったところでございます。

なお、平成22年度末基金残高につきましては、3億1,667万9,000円の内容となっております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、議案書の方にお戻りいただきたいと思っております。

議案書41ページになります。

認定第7号 平成22年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成22年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

決算書の方につきましては、146ページをお願いしたいと思います。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては、118ページとなります。

146ページ、最初に歳入であります。

1款1目利子及び配当金につきましては、基金の利子収入であります。

3款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金となっております。

4款1項1目町預金利子につきましては、歳計現金の利子となっております。

次、147ページになります。

4款2項1目奨学費貸付金元利収入につきましては、貸し付けを行いました奨学金の償還金で、88名からの返還をいただいたものとなっております。なお、収入未済額114万9,500円となっておりますが、11名分ということで、前年に比しまして8万8,000円と減となっておりますけれども、引き続き償還に向け督促等に努力してまいりたいと考えております。

148ページをお願いします。

歳出となっております。

1款1項1目事業費につきましては、21節貸付金、高校生7名、大学生15名の計22名に対し、奨学金の貸し付けを行ったものであります。なお、22年度より大学生に対しましては月額で1万円を上げまして3万円、月額3万円としまして貸し付けをしておるものでございます。

次、2目事務費です。1節及び9節につきましては、奨学事業審議会2回の開催における委員の報酬、費用弁償となっております。

25節につきましては、奨学基金へ積み立てを行ったものとなっております。

149ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額727万9,000円、歳出総額670万7,000円、差引額57万2,000円、5番の実質収支についても同じく57万2,000円となっているものでございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長内海賢一君。

町民課長 (内海賢一君)

議案書42ページをお願いいたします。

認定第8号 平成22年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の152ページをお願いします。

歳入5款繰越金につきましては、調定どおりの収入であります。

主要な施策の説明書は119ページになりますので、ご参照願います。

6款諸収入につきましては、2項1目は預金利子。

3項雑入2目返納金につきましては、医療機関からの医療費精算による町負担分の返納金であります。それぞれ調定どおりの収入となっております。

次、154ページ、歳出でございます。

1款総務費は、老人会計医療費、事務費に要した経費であります。

2款医療諸費は、医療費の負担金として公費負担、9割負担分について、それぞれ国保連合会、社会保険支払基金への負担であります。

3款諸支出金1目償還金は、21年度分の医療費精算におきまして国庫支出金が超過した分を22年度で償還したものであります。

2目繰越金は、一般会計への繰り出ししたものであります。

156ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,433万4,000円、歳出総額1,430万4,000円、実質収支額3万円であります。

議案書43ページをお願いいたします。

認定第9号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の159ページをお願いいたします。

主要な施策の説明書は、120ページをご参照ください。

歳入1款後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収、普通徴収合

わせまして調定対比99.3%であります。

2款使用料及び手数料は、督促手数料収入であります。

3款繰越金につきましては、一般会計繰入金であり、事務費、人件費のほか保険料軽減相当分の繰り入れであります。

160ページになります。

4款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、宮城県後期高齢者連合会からの21年度分の保険料の還付金であります。

161ページになります。

3項は、預金利子であります。

4項受託事業収入は、宮城県後期高齢者連合会からの健康診断受託料であります。609人が受診しております。

5款は繰越金であります。

162ページになります。

歳出でございます。

1款総務費1項は、後期高齢者会計の運営事務に要した経費であります。

2項徴収費は、保険料の徴収事務に要した経費、印刷代、郵送料などあります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、宮城県広域連合への保険料納付金であります。

163ページになります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金は、年度途中で保険料確定、変更等のあったものの還付金であります。

164ページになります。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億6,181万6,000円、歳出総額1億5,923万2,000円、歳入歳出差引額でございます。258万4,000円。実質収支額が258万4,000円です。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

それでは、議案書の44ページをお願いいたします。

認定第10号 平成22年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書の167ページ以降でご説明をいたします。

なお、本事業の実施概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書121ページ以降に記載し、ご報告しておりますので、あわせてご参照願いたいと思います。

決算書の167ページをお願いします。

初めに歳入であります。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金 1 節の公共下水道受益者負担金の現年度分につきましては、収入済額2,056万4,010円でございます。収納率97.5%でございます。

2 節の滞納繰越分につきましては収入済額11万8,940円で、収納率3.4%となっております。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料 1 節の現年度分につきましては、収入済額3億2,429万5,164円で、収納率が97.7%でございます。

2 目の滞納繰越分につきましては、収入済額462万3,190円でございます。収納率が45.7%となっております。

2 項の手数料につきましては、調定額どおりの収入となっております。168ページになります。

3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道費国庫補助金につきましては、事業費の2分の1の補助率が収入済みとなっております。

4 款繰入金、169ページの5 款繰越金、6 款諸収入、7 款町債の下水道債までにつきましては調定どおりの収入となっております。

次に、歳出であります。

171ページをお願いいたします。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか、使用料均等の賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものでございます。主なものといたしましては、11 節需用費につきましては、

マンホールポンプの電気料、修繕料などでございます。

12節の役務費につきましては、マンホールポンプの管理用電話の使用料及び污水管の清掃手数料などであります。

13節委託料は、料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点17カ所と特定事業所26カ所の水質検査の委託料、及び下水道台帳の作成、その他マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要したものでございます。

19節負担金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金とあわせて仙台市の下水道管理負担金が主なものでございます。補助金につきましては、水洗便所改造資金貸し付けに係る利子補給金152件分であります。

23節償還金は、仙台小林製薬株式会社に対しての使用料についての誤徴収の還付金及び還付加算金でございます。

27節につきましては、消費税及び地方消費税であります。

次に、2項1目建設費であります。公共下水道補助事業分と町単独事業分のほか、流域下水道への建設負担金が主なものであります。

172ページとなります。

11節需用費は事業に係る消耗品、燃料費等、12節に役務費につきましては公用車の自動車損害保険料、13節委託料につきましては下水道の施設長寿命化計画策定業務委託に要したものでございます。

14節につきましては積算システムの借上料、15節工事請負費につきましては補助事業分といたしまして、大平下の污水管布設工事による污水管の拡充整備及び松坂国道4号大平地区においての舗装復旧工事の総延長1,511.8メートルを実施したものでございます。次に、単独事業といたしましては、マンホールポンプを吉岡柴崎地区に1基新設工事、あと大平下と大田地区において更新及び修繕に要しまして、3件の工事を行いました。また、大平と国道4号線の上桧木でございますが、この箇所の舗装復旧工事2件を実施したものでございます。

19節につきましては、吉田川流域下水道と仙台市に対します建設負担金でございます。

22節の補償補填及び賠償金につきましては、水道管の移設補償費でございます。

2款公債費につきましては、1項1目元金94件分の償還。

2目の利子につきましては、117件の支払いでございます。なお、平成22年度末の借入残高につきましては、前年より1億8,926万2,000円減少しまして、57億7,993万3,000円となっております。

173ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億6,755万2,000円、歳出総額8億5,397万1,000円、歳入歳出差引1,358万1,000円となりまして、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質の収支額も同額でございます。以上でございます。

次に、議案書の45ページをお願いいたします。

議案書の45ページ、認定第11号 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書の176ページ以降でご説明を申し上げます。

本事業に概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の123ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書の176ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに歳入であります。

1款分担金及び負担金1項1目農業集落排水事業分担金につきましては、関係地区の受益者分担金で1節現年度分6件につきましては、収入済額33万2,000円でございます。収納率83.3%となっております。

2節の滞納繰越分35件分でございますが、収入済額56万1,400円で収納率は12.7%となっております。

2款使用料及び手数料1項1目農業集落排水処理施設使用料1節の現年度分につきましては、収入済額669万74円で収納率が97.0%でございます。

2節の滞納繰越分につきましては、収入済額14万9,347円の収納率36.6%となっております。

177ページの3款県支出金1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、維持管理費に充てる補助金といたしまして、平成20年度から26年度まで7カ年で2億760万円の交付予定であります。当年度分の2,410万円の補助金の分でございます。

4款の繰入金につきましては、22年度決算は1,850万1,000円でございます。

す。

5款繰越金につきましては、前年度からの繰り越しであります。

6款諸収入につきましては、調定どおりの収入になってございます。

次に、歳出でございます。

179ページをお願いいたします。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンター、処理場でございますが、この運営管理費及びマンホールポンプの維持管理に要した経費でございます。

主なものとして、11節需用費はクリーンセンター、マンホールポンプ等の電気料と消耗品代などでございます。

12節につきましては収納事務の手数料、13節につきましては使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務の委託料でございます。

19節の負担金につきましては、県集落排水事業推進協議会及び水洗化融資の利子補給金に係るものでございます。

27節の公課費につきましては、消費税でございます。

2款公債費につきましては、公営企業金融公庫等の元金9件分の償還及び利子16件分の支払い分でございます。

なお、平成22年度末の借入残高につきましては7億962万4,000円となっております。

181ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,649万1,000円、歳出総額5,054万3,000円、歳入歳出差引額594万8,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質の収支額も同額となっております。以上でございます。

次に、議案書の46ページをお願いいたします。

議案書の46ページ、認定第12号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書の184ページ以降でご説明をいたします。

実施概要につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の124ページに記載してございますので、あわせてご参照願いたいと思います。

184ページ、戸別合併処理浄化槽特別会計決算事項別明細書です。

歳入です。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新規設置分10基分の設置者分担金であり、調定どおりの収入となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽の使用料につきましては、設置及び管理移行の311基分に係る使用料収入でございまして、収納率につきましては98.7%となっております。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましては、10基の新規整備費に対する補助金でございまして、補助率につきましては2分の1となっておりますが、前年度までの交付金の精算によりまして調整後の補助金額ということになってございます。

185ページでございまして。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、財源調整のための繰入額でございまして。

5款繰越金、6款諸収入につきましては、調定どおりの収入となっております。

186ページの2項雑入につきましては、消費税の還付金でございまして。

7款町債1項1目下水道債につきましては、事業執行に要した財源の確保を図ったものでございまして。

187ページの歳出となります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費につきましては、町が管理している浄化槽311基の維持管理に要したものでございまして。

主なものでございまして。

11節につきましては、事務事業に係る消耗品、印刷製本費のほか、浄化槽の修繕費でございまして。

12節につきましては浄化槽の法定検査手数料、13節は保守点検及び清掃業務の委託料が主なものとなっております。

19節の負担金につきましては、県合併処理浄化槽普及促進協議会に係るものでございまして。

2項の合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用であります。主なものでありますが、11節につきましては事業に係る消耗品費でございまして。

188ページとなります。

15節の工事請負費につきましては、浄化槽10基の設置工事に要した費用でございます。宮床地区に4基、吉田地区に5基、鶴巣地区1基という内訳となっております。

19節につきましては、吉岡の西部地区内の浄化槽設置、その地区内2件分に対する補助金でございます。

2款1項の公債費につきましては、財務省財政融資資金4件分の利子支払分でございます。

なお、平成22年度末の借入残高につきましては1億1,080万円となっております。

189ページの実質収支に関する調書でございますけれども、歳入総額4,715万9,000円、歳出総額4,557万2,000円、歳入歳出の差し引きで158万7,000円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質の収支額も同額となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

途中でありますが、ここで暫時休憩をします。

再開は午後1時とします。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

それでは、議案書の47ページをお願いいたします。

認定第13号 平成22年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成22年度大和町水道事業

会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書の190ページからの平成22年度大和町水道事業会計決算報告書でご説明を申し上げます。

なお、本事業の実施状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の125ページ以降に、大和町水道事業報告書として記載し報告しておりますので、あわせてご参照をお願い申し上げます。

それでは、決算書の190ページ、収益収入及び支出でございます。これらはいずれも消費税込みの決算でございます。

収入です。

1 款水道事業収益につきましては、決算額 8 億5,586万2,416円となりまして、前年対比で12.9%の減となっております。

この内訳となりますが、1 項営業収益は 7 億1,154万2,529円で、前年対比3.9%の増。

2 項営業外収益は 1 億4,431万9,887円で、前年比51.5%の減となっております。

次に支出ですが、1 款水道事業費用につきましては、決算額 7 億6,029万6,000円となり、前年対比9.9%の減となっております。

この内訳ですが、1 項営業費用は 7 億2,924万3,819円で、前年対比8.6%の減。

2 項営業外費用は3,105万2,181円で、前年対比14.6%の減となっております。

以上の結果、税込で収入支出差し引き9,556万6,416円の黒字決算となっております。

次に、191ページの資本的収入、支出であります。

収入でございます。

1 款資本的収入につきましては、決算額8,281万3,000円で、前年対比65.4%の減となっております。

このうち 1 項企業債につきましては6,100万円で、旧政府資金の補償金免除繰上償還が21年度で終了いたしました。現在は、鶴巣落合線配水管強化事業に係る起債となっております。前年対比で71.9%の減。

2 項出資金につきましては2,074万3,000円で、前年対比8.5%の増。

4 項負担金につきましては107万円で、前年対比62.3%の減となっております。これは消火栓設置に対する一般会計からの工事負担金でございます。これは消火栓設置に対する一般会計からの工事負担金でございます。平成22年度につきましては配水管の布設がえに伴いまして、柴崎地区と古館地区に消火栓を設置したものでございます。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出につきましては、決算額 2 億2,956万3,141円で、前年対比で43.9%の減となっております。

このうち 1 項建設改良費は 1 億5,330万6,428円で、前年対比で18.0%の減。

2 項企業債償還金につきましては7,625万6,713円で、前年対比65.6%の減となっております。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億4,675万141円につきましては、過年度損益勘定留保資金から8,316万6,121円、減債積立金から690万円、建設改良積立金から5,000万円、さらに消費税資本的収支調整額から668万4,020円をもって補てんいたしたものでございます。

次に192ページ、損益計算書でございます。

消費税抜きの金額となります。

1 の営業収益は 6 億7,810万897円で、前年対比3.9%の増。

2 の営業費用につきましては 7 億445万7,489円で、前年対比8.6%の減となり、営業損失につきましては前年対比77.7%の減の2,635万6,592円となっております。

損失の減少につきましては、企業の進出及び従業員の定住による給水収益及び給水加入金の増、並びに大崎広域水道からの受水費が平成22年度から料金改定によりまして基本料金、従量料金の減額となったことによるものでございます。

次に、営業外収益ですが、他会計補助金 1 億3,958万8,000円、開発負担金369万円が主なものでございまして 1 億4,413万888円。

営業外費用は支払利息が主なものでございます。3,104万9,996円となり、営業外収支は 1 億1,308万892円の黒字になったことにより、経常利益は 8,672万5,300円で、当年度純利益も同額となったものでございます。

さらに、繰越利益譲与金93万5,972円を合わせました当年度末処分利益

剰余金につきましては、8,766万1,272円となっております。

次に、193ページの剰余金計算書であります。

利益剰余金の部でございます。

1の減債積立金は、当年度690万円を処分したことにより、年度末残高ゼロ円。

2の利益積立金は3,202万7,928円の増減なし。

3の建設改良積立金は、前年度繰入額1億2,900万円に対し、本年度に5,000万円を処分したことにより7,900万円増加の8,900万円となり、積立金の合計額は7,900万円増の1億2,102万7,928円となっております。

次に、4の未処分利益剰余金でございますが、前年度利益剰余金額として減債積立金、建設改良積立金の合計1億3,590万円が処分済みでありますので、繰越利益剰余金の年度末残高につきましては93万5,972円でございます。

このことによりまして、当年度純利益と合わせた当年度末処分利益剰余金につきましては8,766万1,272円となっております。

次に資本剰余金の部でございます。

1の国庫補助金につきましては、当年度残高は増減なしの11億4,673万907円あります。

2の受贈財産評価額につきましても、増減なしの8億6,261万4,558円あります。

次に、3の負担金でございます。

当年度発生額107万円で、年度末残高は8億3,995万8,613円となっております。

4のその他資本剰余につきましては、増減なしの81万5,000円で、翌年度繰越資本剰余金につきましては28億5,012万2,078円となっております。

194ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書でございます。

1の当年度末処分利益剰余金につきましては、8,766万1,272円となっております。

次の2の利益剰余金処分別であります。減債積立金に440万円、建設改良積立金に8,300万円といたしまして、合計8,740万円を処分し、3の翌年度繰越剰余金を26万1,272円といたすものでございます。

次に195ページ、貸借対照表であります。

資産の部の1の固定資産でございます。

(1)の有形固定資産につきましては、土地・建物・建築物などありますが、合計56億7,968万3,720円で、前年対比0.1%の増となっております。

(2)の無形固定資産につきましては、電話加入権・ダム使用权で78万6,259円となり、固定資産合計は前年比0.1%増の56億8,046万9,979円でございます。

2の流動資産は、現金・預金・未収金などで、前年比7.3%増の8億4,246万5,017円となり、資産合計は65億2,293万4,996円で、前年比0.7%増4,981万1,786円の増となっております。

次に、負債の部でございます。

3の固定負債はございませんので、4の流動負債であります。

未払金・その他で1億3,329万1,994円で、負債の合計も同額となっております。

資本の部でございます。

5の資本金につきましては、固有資本金、組入資本金など自己資本金と、企業債である借入資本金となります。合計で33億3,083万1,724円、前年比1.9%の増となっております。

次に、6の剰余金の(1)資本剰余金につきましては、国庫補助金・受贈財産評価額・各種負担金などで合計28億5,012万2,078円、前年比0.1%の増となっております。

(2)の利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度末処分利益剰余金の合計で2億868万9,200円となりまして、前年比16.6%の増となっております。

剰余金合計は30億5,881万1,278円で、前年比1.0%の増となり、資本の合計は63億8,964万3,002円で、負債資本の合計は65億2,293万4,996円となっております。

196ページの収益費用の明細書でございます。

これは、消費税抜きの金額となっております。

1款水道事業収益1項1目給水収益につきましては、水道料金とメータ一使用料を合わせて6億132万1,603円で、前年対比3.9%の増でございます。

す。

2目の受託工事収益につきましては、町道改良、公共下水道等によるものでありますが、前年比80.2%減の452万1,800万円、3目加入金につきましては5,021万円の前年比60.4%の増となっております。

4目のその他営業収益につきましては、材売収益といたしましてコードカバー、メーターカウンターなどの売却代、手数料につきましては設計審査手数料、開栓手数料などでございます。雑収益につきましては、下水道使用料などの徴収業務委託料、消火栓の維持管理料などでございます。

2項営業外収益でございます。

1目の他会計補助金につきましては、一般会計補助金でございまして、上水道、簡易水道に対する高料金対策補助金などで、前年比3.7%の減となっております。

3目開発負担金につきましては、民間アパート建設などによるものでございます。

4目雑収益につきましては、第三者による施設の破損に伴う損害請求などでございます。

この収益合計につきましては、8億2,223万2,785円であります。

197ページとなります。

1款水道事業費用1項1目浄配水費の主なものでございます。

1節から3節までは職員の人件費、4節は事務補助員の賃金でございませぬ。

7節通信運搬費につきましては、一般の電話料、監視用のテレメーターの専用回線料などでございます。

8節保険料につきましては、自動車・建物・機械設備などに係るものでございます。

9節の委託料は、メーター検針・水質検査・メーター交換業務委託に要した費用でございます。

12節の動力費につきましては、町内6カ所のポンプ場が設置されておりますが、これらの動力の電気料でございませぬ。吉田に1カ所、宮床に2カ所、鶴巣、松坂、石倉にそれぞれ1カ所となっております。

14節の修繕料につきましては、各種水道施設の修繕に要した費用でございませぬ。

15節受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金でございます。前年対比で8.7%の減となっております。

16節の賃借料につきましては、水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステムの借上料でございます。

2目の受託工事費につきましては、関係工事に伴う配水管の布設がえに要した費用でございます。

3目の総係費は、運営管理に要する事務費でございます。1節報酬は水道事業審議会の委員12名分の報酬でございます。

5節の委託料につきましては、水道庁舎の宿日直の業務委託料でございます。

9節賃借料につきましては、石倉ポンプ場などの用地の借上料となっております。

4目減価償却費につきましては、建物・建築物・車両・機械器具などの固定資産の本年度償却分となっております。

6目のその他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価でございます。

2項営業外費用でございます。

1目の支払利息につきましては、企業債利息。

2目雑支出につきましては、第三者による施設破損修繕費でございます。費用の合計につきましては、7億3,550万7,485円となっております。

198ページをお願いいたします。

固定資産の明細書でございます。

資産も種類別に整理してございますけれども、合計の部分でご説明をさせていただきますと思います。

年度の当初額が84億1,179万556円で、当年度の増加額につきましては1億5,975万7,713円、当年度の減少額につきましては1,311万2,935円で、年度末の現在高につきましては85億5,843万5,334円となっております。

当年度の増加につきましては、天皇寺地区の配水管布設がえ、吉田峯地区配水管布設がえ及び鶴巢落合線の配水管強化事業に伴う布設などがございます。

次に、減価償却額であります。年度末償却未済額高は56億7,968万3,720円となっております。

次に（２）無形固定資産明細でございます。

年度当初額81万7,970円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少により、年度末現在高につきましては78万6,259円となっております。

199ページ及び200ページにつきましては、企業債の現在高明細書となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

日程第15「報告第1号 平成22年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について

議長 （大須賀 啓君）

日程第15、報告第1号 平成22年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。財政課長八島勇幸君。

財政課長 （八島勇幸君）

それでは、議案書48ページをお願いしたいと思います。

あわせて、別紙資料平成22年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率に関する説明資料をお願いしたいと思います。

報告第1号 平成22年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率のご報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関します法律によりまして、平成22年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけましてご報告申し上げるものでございます。

この法律自体は、平成21年4月から全面施行となっておりましたけれども、昭和30年代から地方財政再建促進特別措置法というものがございます。自治体の財政運営を見守ってございましたけれども、新法によりまして早期健全化基準という黄色信号的なものを新たに設けまして、さらに住民皆様への周知のため監査委員における審査及び議会への報告義務が課せられたものでございます。内容そのものにつきましては、9月5日の冒頭の町長あいさつにおきまして詳細にご報告のとおりのもを表で記載さ

せていただいたものでございます。

一番目といたしまして、健全化判断比率というような形で4項目でございますけれども、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、将来負担比率の四つでもって判断するという形のものでございます。

平成22年度決算の数値につきましては、大和町の数値でございます、上の二つについては該当ございまして、実質公債費比率につきましては22年度10.5%、将来負担比率につきましては28.1%となったものでございます。

早期健全化基準とございますけれども、これが黄色信号に当たるものでございます。

それから、財政再建団体となりまして、こういったものの改善をしなければならぬというふうなものの基準が、一番右側の列でございます、おのおの20%、それから35%、それから35%というものでございまして、本町の状況につきましてはこれに及ばないという形になっている現状でございます。

続きまして、2番目の資金不足率でございますけれども、これにつきましては水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、それから戸別合併処理浄化槽特別会計の四つを注視しておりまして、大和町の現状におきましては、平成22年度決算におきましてすべてにおいて資金不足については生じないという結果が出ておりまして、財政健全化基準では20%以上を超えた場合には赤信号という形になるものでございます。以上、ご報告を終わります。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、報告第1号を終わります。

続いて、平成22年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。監査委員三浦春喜君。

監査委員 （三浦春喜君）

審査意見書をご報告申し上げます。

監査委員で印刷した、この監査意見書を出していただきます。

1 ページをお開き願います。

平成22年度の大和町歳入歳出決算の意見について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成22年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに平成22年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので、ご報告いたします。

次に、2 ページをお開き願います。

審査の対象として、13件項目の審査をいたしましたわけでございます。

第1番目が平成22年度の大和町一般会計決算から13の水道事業会計決算まで審査をいたしましたわけでございます。

第2といたしましては、審査の期間につきましては平成22年度一般会計決算を7月4日から8月2日までの17日間実施いたしました。

次、平成22年度各種特別会計決算につきましては、7月5日から8月1日の間の6日間審査をいたしましたわけでございます。

次、3件目は平成22年度基金運用の状況につきまして、7月4日と7月12日の審査をいたしましたわけです。

次の財産に関する調書につきましては、7月5日に審査をいたしました。

次の、平成22年度水道事業会計決算につきましては、一番早くやったわけですが、6月20日、6月21日の2日間にわたっての審査を執行いたしましたわけでございます。審査期間は28日間執行させていただきました。

次の、審査の結果をご報告いたします。

審査に付されました平成22年度各種会計決算については、決算計数に誤りがなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保持され、書類も整備されておりまして、会計経理は全般的にみて適正妥当と認定いたしました。

3 ページが各会計のごとに印刷しております。

上の一般会計だけ朗読いたします。

一般会計につきましては、予算現額が92億5,584万9,000円に対しまして、調定額が96億3,779万7,592円、そのうち収入済額が90億6,359万776円。うち不能欠損額が2,659万9,923円でした。収入未済額が5億4,760万6,893円、予算現額に対する収入割合につきましては97.92%でございます。調定額に対する割合につきましては、94.04%と相成ったわけでございます。

次が国保会計から戸別合併処理浄化槽までにあるわけですが、朗読を割愛させていただきます。

トータルでございますが、予算現額につきましては139億6,983万4,000円に対しまして、調定額が148億7,218万915円、収入済額につきましては138億6,527万7,487円でした。不能欠損額の合計でございますが、6,282万6,393円、収入未済額につきましては9億4,407万35円でございます。予算に対する収入割合につきましては99.25%、調定額に対する収入割合につきましては93.23%でございました。

次の4ページをお開き願います。

歳出につきましては、一般会計だけ朗読いたします。

一般会計の予算現額につきましては92億5,584万9,000円に対しまして、支出済額が86億7,935万4,677円、繰越額につきましては3億780万5,000円、不用額につきましては2億6,868万9,323円で、予算に対する支出割合につきましては93.77%でございました。

国保会計から以下合併処理浄化槽関係までは、これは割愛させていただきます。

総トータルでございますが、予算現額につきましては139億6,983万4,000円の予算に対しまして、支出済額につきましては132億7,858万4,818円、明許費につきましては3億1,086万9,000円でございます。不用額につきましては3億8,038万182円、予算現額に対する支出割合については95.05%でございました。

次の報告ですが、本町の財政運営には、町税について見ると前年度対比4.6%増の36億3,198万3,000円となり、前年度を大きく上回る結果となりました。これは企業等進出や設備投資の増などにより、前年度比で1億5,187万2,000円の増額となり、固定資産税の収入増加が大きな要因となっております。以下割愛させていただきます、下から4行目から朗読させていただきます。

平成22年度会計は、一般会計と11の特別会計で歳入予算総額139億6,983万4,000円、調定額148億7,218万円、収入済額138億6,527万7,000円で、予算に対し99.28%、前年度は98.6%でございました。調定対比に対する比率につきましては93.23%でありまして、歳出においては支出済額132億7,858万5,000円となりまして、予算現額に対する執行率は95.05%でござ

いました。

5ページでございます。

一般会計で3億780万5,000円、繰越明許費として1億1,166万9,000円、事故繰り越し1億9,613万6,000円、国保会計で33万4,000円、介護保険会計で273万円等が事故繰り越しがありまして、翌年度に繰り越されているものの、これは年度終盤での国の緊急総合経済対策事業や東日本大震災にかかわるものでありまして、やむを得ないものであると認定をいたしました。

平成22年度決算については、一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認定をいたしました。

次の22年度における町債の現在高ですが、これは右側の平成22年度末の借入額の残額でございます。これは普通借り入れの分が75億858万8,000円、下水道につきましては57億7,993万3,000円、農業集落排水については7億962万4,000円、戸別合併処理につきましては1億1,080万円、水道につきましては14億279万1,000円で、合計で155億1,173万6,000円でございます。

町債現在高は、前年度と比較して普通会計で3億6,209万6,000円の減、下水道事業会計で1億8,926万2,000円の減、農業集落事業につきましては1,511万9,000円の減、水道事業会計では1,525万7,000円の減となっております。戸別合併処理浄化槽会計については、元金償還が始まらないために900万円の増となっております。

本町の公債費比率は6.2%と前年度の6.4%に比較しますと0.2%の減となり、昨年度を下回る比率となっております。町債残高は全会計を合計しますと、前年度より5億7,273万4,000円の減となっているものの、総額では155億1,173万6,000円の多額となっております。後年度の義務的経費の増加を招くので、長期的視点に立った財政見通しの中での運用に、さらなる努力をしていただきたいと思います。

次の一般会計からの財政の概要につきましては、事務局よりご報告させていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

決算審査報告。書記次長瀬戸正志君。

議会事務局班長 （瀬戸正志君）

それでは、引き続き平成22年度各種会計決算審査意見書を朗読、説明いたします。

それでは6ページをお開きください。

財政収支の状況でございます。

本町の財政収支を普通会計、これは一般会計と奨学事業会計であります。これについて見ますと、歳入決算総額90億7,086万9,000円、歳出決算総額86億8,606万1,000円となり、歳入は前年度と比較し13億1,120万7,000円の減、歳出においては13億3,022万2,000円の減となっている。歳入歳出差引額は3億8,480万8,000円となり、繰越明許費や事故繰越しによる翌年度に繰り越すべき財源は2億7,025万4,000円であるため、実質収支も1億1,455万4,000円の黒字となった。単年度収支は1億3,415万3,000円の赤字、実質単年度収支においても1億5,321万5,000円の赤字となっております。

それでは、9ページをお開きください。

財政分析指標の推移でございます。

過去3カ年の指標の推移については下表のとおりであります。財政力指数が前年度より0.019ポイント減少し、0.622はなった。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度比較し3.1ポイント減少し83.1%となり、年々減少傾向となっております。しかし、指数的にはまだまだ高く財政構造の硬直化が懸念されるため、今後も経常収支の削減を念頭に入れた財政運営が求められる。

また、公債費比率は0.2ポイント減の6.2%、地方債許可制限比率も1.2ポイント減の4.4%と減少を示しているものの、今後も財政運営には十分留意する必要があります。

それでは、歳入の総括でございます。

歳入決算の概要を示すと、平成22年度一般会計予算額は92億5,584万9,000円、歳入済額90億6,359万円となり、前年度と比較し歳入済額で13.5%の減となっている。

町税は、町民税が前年度と比較すると収入済額で1,972万8,000円、1.7%の減、固定資産税が1億5,187万2,000円、8.0%の増となり、総額で前年度より1億6,028万1,000円増の36億3,198万3,000円の収入済額となり、構成比においても40.1%と前年度より7.0上回った。

町債は、前年度比較し歳入済額で7億1,650万円、67.3%減の3億4,870万円となり、歳入全体の3.8%を占めた。

それでは、14ページをお開きください。

歳入状況を見ると、町税で2億6,761万6,000円、前年度は2億8,649万4,000円、分担金及び負担金572万4,000円、前年度につきましては709万3,000円、使用料及び手数料551万4,000円、前年度545万1,000円、財産収入43万9,000円、前年度55万1,000円、諸収入494万1,000円、前年度377万8,000円、国庫支出金2億3,231万8,000円、前年度2億7,921万4,000円、県支出金3,105万1,000円の収入未済額が生じている。この中で、国庫支出金と県支出金については、繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものである。

町税の収入未済額の内訳は、町民税1億2,039万3,000円、固定資産税1億4,232万1,000円、軽自動車税490万2,000円、総額2億6,761万6,000円となり、前年度と比較して1,887万8,000円の減となっている。

一方、国保税の収入未済額は昨年度より1,999万2,000円の減となったものの、3億5,998万6,000円という多額な未済額となっているので徴収に対する努力は認めるが、税の公平負担の原則から徴収率向上のため策定した町税等徴収事業計画に基づき、なお一層の努力を望むものである。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入の収入未済額についても、税と同様収入確保について特段の努力を望むものである。

町税の不能欠損処分については、前年度と比較し698万9,000円の増となっており、その金額は2,659万9,000円という大きな額となっている。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めております。

それでは、17ページをお開きください。

地方交付税についてでございます。

地方交付税については、前年度対比で8.7%増の21億6,933万7,000円となりました。これを歳入全体の構成比で見ると23.9%を占めております。

内訳は、普通交付税が19億7,993万4,000円で、前年度と比較して1億7,600万円、9.8%の増となったものの、特別交付税については264万3,000円、1.4%減の1億8,940万3,000円となりました。この結果、交付税全体

では1億7,335万7,000円の増となり、平成18年度以来となる20億円台を回復しております。

それでは、20ページをお開きください。

平成22年度一般会計歳出予算額は92億5,584万9,000円、支出済額は86億7,935万5,000円で、予算に対する執行率は93.77%であります。支出済額を前年度と比較すると14億3,844万7,000円の減、不用額については2億6,868万9,000円が生じております。

以下、4行については割愛させていただきます。

繰越明許費は件数で12件、金額で1億1,166万9,000円となっており、前年度と比較し金額で2億3,932万1,000円の大幅な減となった。内訳は、総務費2,869万6,000円（役場跡地等土地利用基本計画策定業務、公共料金事前通知振替対応財務会計修正業務、吉岡小学校屋外プール改修工事）、民生費151万6,000円（保健福祉総合センター防犯カメラ改修工事）、農林水産業費1,259万7,000円（県営ため池等整備事業）、土木費4,814万7,000円（町道等整備事業、町道吉田落合線道路改良工事）、消防費1,213万8,000円（小型動力ポンプ庫新築工事、防火水槽撤去工事）、教育費2,117万2,000円（難波分校体育館床改修工事、給食センターピット内蒸気往管更新工事）となっている。

また、事故繰越については、3月11日に発生した東日本大震災により件数で28件、金額で1億9,613万6,000円とこれまでにない規模になっているが、それぞれやむを得ないものと認めました。

以下、3行は割愛いたします。

不用額については2億6,868万9,000円については、前年度に比較して6,882万8,000円の増となっております。事業の未執行は見受けられないが、なお予算の補正措置等に十分考慮すべきであります。

続きまして、特別会計に移ります。

23ページをお開きください。

平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計については、歳入予算額21億7,707万5,000円、歳入済額22億4,916万9,000円（予算対比103.3%）となっており、歳入予算に確保はなされている。

しかし、調定対比については85.1%となっており、歳入未済額3億5,998万6,000円が発生している。これは、前年度と比較し1,999万2,000円、

5. 26%の減となっているものの、予算額の16.5%を占めるほど多額なものになっております。

不能欠損額は前年度に比較し225万5,000円の増となっており、その金額は3,298万8,000円となっています。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

国保税の徴収率については、59.26%と0.02%の微減となり、3年連続で60%を割り込んだ状態にあります。この内訳は、現年度分で0.47ポイント増の85.93%、滞納繰越分で1.46ポイント増の17.64%となっており、滞納繰分については昨年度より476万3,000円多く徴収されております。現年度分についても昨年度と比較してわずかながら徴収率を上げているものの、徴収額については3,122万8,000円の減少となっており、収入未済総額も3億5,9986,000円と多額になっているので、今後も町税等徴収事業計画に基づき特段の徴収努力を望むものであります。

歳出については、歳出済額20億9,707万7,000円で96.3%の執行率となっております。被保険者数は6,235人で、前年度と比較し46人、0.7%の減となっております。

以下6行は割愛させていただきます。

なお、3月11日に発生した東日本大震災によりまして、33万4,000円、（保険診療報酬明細書点検等業務委託）の事故繰越が発生しておりますが、これもやむを得ないものと認めております。

それでは、26ページをお開きください。

（2）の介護保険事業勘定特別会計において282万2,000円の不能欠損が発生しており、前年度に比較して11万2,000円増加しているものの、合法的な手続により行われており、やむを得ないものとして認めました。

また、3月11日に発生した東日本大震災により270万3,000円、これにつきましては大和町認知症高齢者グループホームすずらんスプリングラー整備事業の事故繰越も発生しておりますが、これについてもやむを得ないものとして認めおります。

それでは、34ページをお開きください。

平成22年度の下水道事業特別会計については、歳入予算総額8億5,657万4,000円、調定額8億8,451万9,000円、収入済額8億6,755万2,000円で、予算対比101.3%、調定対比98.1%となった。

収入未済額の1,653万1,000円の内訳は、受益者負担金389万6,000円、下水道使用料1,263万5,000円となっており、前年度と比較して受益者負担金で30万4,000円の増、下水道使用料で251万5,000円の増となった。

不能欠損処分については43万5,093円となっているが、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めております。水洗化普及状況については、水洗化率が84.11%と前年度対比で0.1%の増となっているものの、普及についてなお一層の啓発を望むものであります。

また、農業集落排水事業特別会計・戸別合併処理浄化槽特別会計については、歳入歳出とも議決どおり執行されており適正と認めました。

なお、その他の特別会計においても、歳入歳出ともに議決どおり執行されており適正と認めております。

それでは35ページ、大和町水道事業会計についてでございます。

上段から8行については割愛させていただきます。

平成22年度の給水状況については、給水人口が2万3,942人で、前年度と比較し642人、2.8%の増、給水戸数で8,862戸で、前年度と比較し383戸、4.5%の増、年間配水量は289万3,788立法メートルと前年度に比較し5,921立法メートル、0.2%の減、年間給水量は255万2,470立法メートルと前年度に比較し9万6,897立法メートル、3.9%の増となり、有収率は前年度と比較し3.5ポイント増の88.2%となっております。

以下5行については割愛いたします。

財政状況については、収益的収支で収入総額8億2,223万2,785円、税抜きであります、に対し支出総額が7億3,550万7,485円（税抜き）となり、その差引額8,672万5,300円が当年度純利益となっております。前年度と比較すると給水人口・給水戸数についてはわずかな増加となったものの、営業収益においては企業立地に伴う従業員の定住等により加入金の増加が見られた。これらに対し費用の面で、宮城県大崎広域水道からの受水費留保水量が、平成18年度から段階的に解除されたことによる受水費の増加はあったものの、受水費の基本料金・従量料金の見直しによる減額や支払利息の減少等により、収支においては利益が確保されております。

また、資本的収支においては、収入総額8,281万3,000円（税込み）に対し支出総額2億2,986万3,141円（税込み）で、その差1億4,675万141円については過年度分損益勘定留保金8,316万6,121円、建設改良積立金5,000

万円、減債積立金690万円、消費税資本的収支調整額668万4,020円をもって補てんしております。

まだまだ景気が好転しない状況下で、収益的収支については一般会計からの補助金や加入金の増加により、22年度までは黒字になっております。しかし、今後は加入金の大幅な減収などが見込まれるなど、経常収支は大変厳しいものになることが予想されますので、企業誘致による従業員の定住等による水需要の増加に期待するとともに、本町の水道事業の特性にあった料金体系の見直しなどにより負担金の適正化を図るなど、公営企業としての経営基盤安定に、なお一層の努力を望むものであります。

経理につきましては、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、適正であると認めております。

それでは、40ページをお開きください。

財産管理でございます。

公有財産の管理について、普通財産、行政財産ともに取得、処分、所管かえ等の都度台帳整備が行われおり、台帳と財産の整合性は図られておりました。

以下2行は割愛させていただきます。

物品調達基金、肉用牛貸付飼育事業運営基金、土地基金、国民健康保険資金貸付基金の運用については、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、計数に誤りなく基金の運用がなされ、妥当性が保持されているものと認めました。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。監査委員三浦春喜君。

監査委員 （三浦春喜君）

それでは、別冊の財政健全化審査意見書を出させていただきます。

1ページをお開き願います。

平成22年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見について、ご報告いたします。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、

審査に付されました平成22年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足率等について審査いたしましたので、ご報告いたします。

2ページをお開き願います。

普通会計財政健全化の意見書を朗読いたします。

審査の概要については、割愛させていただきます。

審査の結果。

(1) 総合意見でございますが、審査に付されました下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成がされておりました。

個別意見でございます。

(2) のうちの①実質赤字比率について、平成22年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率には該当しておりません。その黒字の比率は1.83%で適正な比率となっております。

②連結実質赤字比率につきましては、平成22年度の連結実質赤字比率は黒字となっており、実質赤字比率には該当しておりません。その黒字の比率は16.37%で、適正な比率でございます。

③実質公債比率につきましては、平成22年度の比率が10.5%となっており、早期健全化基準の25%と比較しますと、これを下回り良好な比率でございます。

④将来負担比率について、平成22年度の将来負担比率は28.1%となっておりまして、早期健全化基準の350%と比較すると、これを大きく下回って良好な比率でございます。

改善事項はございません。

次の3ページをお開き願います。

水道事業会計経営健全化審査の意見でございます。

(1) については、資金不足及び算定の基礎となる事項についての書類は適正に作成されておりまして、資金不足比率については、経営健全化基準が20%と相成っておりまして、(2)の個別意見、資金不足比率について、平成22年度は7億917万3,000円の資金余剰額がありまして、資金不足には該当しておりません。資金不足の状況はなく、良好な状態と認定いたしました。

改善事項はございませんでした。

次、4ページをお開き願います。

平成22年度下水道特別会計の健全化の意見でございます。

審査結果ですが、審査に付されました資金不足比率の算定基礎となる事項については、適正に作成されております。これは、20%基準と相成っております。個別意見といたしましては、資金不足比率につきましては、平成22年度は1,358万1,000円の資金余剰額がありまして、資金不足には該当しておりません。資金不足の状況には良好な状態と認定いたします。

指摘事項はございませんでした。

次の5ページ、農排水の関係でございますが、これも適正な基準になっておりまして、資金不足も平成22年度につきましては594万8,000円の余剰金があります。資金不足比率は該当しておりません。資金不足のない状態で良好と認定をいたしました。

改善を要する事項はございませんです。

次、6ページお開き願います。

戸別合併処理浄化槽の経営健全化の意見書でございますが、審査の結果、資金不足比率及び算定の基礎となる書類は、適正に作成されております。

資金不足比率は20%が基準でございますが、個別意見といたしましては、資金不足比率について、平成22年度は158万7,000円の資金余剰金があり、資金不足比率には該当しておりません。資金不足の状況にはなく、良好な状態と認定をいたしました。

特に改善に対する事項は、指摘する事項はございませんでした。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

監査委員報告について質疑は決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承ください。

決算特別委員会の設置について

議長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第13号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付

託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第13号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後2時07分 休 憩

午後2時08分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に大友勝衛議員、副委員長に秋山富雄議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月10日から9月15日までの6日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月10日から9月15日までの6日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月16日の決算特別委員会終了後といたします。
大変ご苦労さまでした。

午後2時09分 延 会